

松伏町手話言語条例（素案）の解説

（前文）

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者は、長い間、偏見や差別を受けながら、手話をコミュニケーションのために必要なものとして用い、物事を考え、他者と意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、大切に育んできた。その長い歴史の歩みは尊重されるべきものである。

一方で、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用する環境が十分に整っていなかったことから、ろう者は、コミュニケーションを取ることや必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられるとともに、手話に関する施策の推進に関する法律が制定され、手話に関する施策の推進が求められている。

ここに、町は、手話が言語であることを認識し、手話を使用して安心して暮らすことができる環境を整備し、ろう者とろう者以外の者とが共に支えあう地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

【解説】

前文では、条例の制定に至る背景や趣旨^{しゅし}、ろう者を取り巻く社会情勢等を説明しています。

松伏町では、これまで手話言語条例（案）を作成するにあたり、ろう者や有識者^{ゆうしきしゃ}、福祉団体関係者とともに意見交換を重ねてきました。

手話が言語として認められず、手話を使用する環境が不十分であるがため、ろう者はコミュニケーションや必要な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきたという過去の経緯について述べています。

手話が言語であるとの認識に基づき、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において手話が言語として位置付けられるとともに、松伏町では手話に関する取組の推進を実施してきましたが、手話に対する理解や手話を使用しやすい環境は、未だ不十分です。令和7年6月25日に、「手話に関する施策の推進に関する法律」が制定されたことに伴い、広く町民が手話への理解を深め、認識し、手話を使用して安心して暮らすことができる環境を整備し、共に支え合う松伏町の実現を目指すことを前文で表しています。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、町の責務並びに町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、ろう者とろう者以外の者が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条では、条例の目的を定めています。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し基本理念を定め、町の責務や町民等及び事業者の役割を明確にし、手話に関する施策を促進し、共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的にしています。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。

【解説】

本条では、条例の定義を定めています。

ろう者は、手話を言語として使用することで日常生活及び社会生活を営む方であることを定義しています。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手話が言語であるという認識に基づくこと。
- (2) ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

【解説】

本条は基本理念を定めています。

手話が言語であるという認識、手話により意思疎通^{い し そ つ う}を行う権利を尊重することを理念としています。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策を推進するものとする。

【解説】

本条では、町の責務を定めています。

町は基本理念に基づいて、手話に対する理解の促進と手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策を推進することを明らかにしています。

(町民等の役割)

第5条 町民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、第3条に規定する基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、第3条に規定する基本理念に対する町民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

【解説】

本条では、町民等の役割について定めています。

町民や地域活動団体とはそれぞれに活動する団体が基本理念に対する理解を深め、町の施策に協力していくことや、ろう者が町民の理解の促進及び手話の普及に努めることを述べています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

本条では、事業所（町内において、医療、商工業、金融業その他の事業を行う者をいう。）の役割について定めています。

事業者は、基本理念の理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境整備のため、ろう者との意思疎通などに対して、必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

(施策の推進)

第7条 町は、第4条の責務を果たすため、次に掲げる手話に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に関する町民の理解及び関心を深めるため、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）第14条に規定する手話の日を中心とした広報活動及び啓発活動等を行うこと。
- (2) ろう者が町政に関する情報を取得するための情報通信技術を活用した手話による情報発信を行うこと。
- (3) 手話を必要とする者が手話を習得するための学習の機会を提供すること。
- (4) 災害等の非常事態の場合に、ろう者が手話により必要な情報を速やかに取得するための支援を行うこと。
- (5) ろう者とろう者以外の者の意思疎通を円滑にするための手話通訳者の派遣を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策を行うこと。

2 町は、前項に規定する施策の推進に当たっては、町が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るとともに、ろう者その他の関係者の意見を聴くものとする。

【解説】

本条では、「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づき、町が実施する施策について定めています。

- 1) 手話に関して、町民に理解と関心を深めてもらうよう、手話言語の国際デーでもある手話の日（9月23日）を中心として、広報紙、チラシ、パンフレット等の活用により、手話に関する啓発を推進していくことを定めています。
- 2) ろう者が町政等に関する情報を円滑^{えんかつ}に取得することができるよう、スマホやパソコンの活用^{えんかつ}に配慮しつつ、手話を用いた情報発信を行うための環境の整備について定めています。
- 3) 手話を使用する者及び手話をこれから習得^{しゅうとく}する者が手話を学ぶことができる機会（手話講座などの研修会）の提供について定めています。
- 4) 災害等の非常事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑^{えんかつ}に意思疎通^{いしそつう}を図ることができるよう定めています。
- 5) 将来に向けて、町でも手話通訳者を配置し、派遣が行えるよう努力することを定めています。
- 6) 町長が必要と認める場合について述べています。

第2項では、第1項にある施策の推進にあたり、障がい者の福祉計画に基づきながら整合性を図るとともに、その際には、ろう者その他の関係者から意見を聴くことを説明しています。

(教育活動における手話を学ぶ機会の確保)

第8条 町は、小学校及び中学校の授業その他の教育活動において、手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

【解説】

本条では、教育活動において手話を学ぶ機会の確保について述べています。
学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めることを定めています。

(財政上の措置)

第9条 町は、第7条第1項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【解説】

本条では、手話及び手話言語に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

なお、予算措置については、事業の必要性や効果などを検証した上で、財政状況を踏まえて検討いたします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

議会における議決等、必要な手続きを経て施行日を定めます。